

郵政事業のあり方について慎重審議を求める意見書

現在、政府において、郵政事業のあり方について民営化など経済性優先の角度から議論されているが、国民には民営化の必要性やメリット・デメリットなどが明確になっていない状況である。

郵政事業は、平成15年4月に郵政公社に移行したばかりであり、未だその結果を見極めていない現段階において早急に民営化を進めるのは、必ずしも最良の選択とはいえないと考える。また、民営化がされれば利益優先の観点から、民間の金融機関と同様に収益性の高い都市部に集中し、収益性の低い地方の郵便局は廃止され、サービス等の低下を招くことが懸念される。このため、国民が安心して利用できる郵政事業のあり方を慎重に検討、論議することが望まれる。

よって、国においては、郵政事業がこれまでに果たしてきた役割等にかんがみ、当面は現行経営形態及び制度を継続し、慎重審議を尽くすよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月17日

綾瀬市議会議長 中村清法

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官
郵政民営化担当大臣 総務大臣 財務大臣 あて

北方領土早期返還の実現を求める意見書

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土は、我が国固有の領土であり、ロシア連邦からの早期返還が期待されている。

北方領土問題解決に向けては、平成5年の「東京宣言」をはじめとして、近年、日口関係における良好な環境づくりが進められており、「北方四島の帰属問題解決後の平和条約締結」という交渉指針に基づき、日口両国は引き続き全力を尽くしている。

特に、来る平成17年は日口通好条約締結150年、また平成18年は日ソ共同宣言50年という節目の年を迎え、一定の進展が望まれる。

よって、国においては、今後とも継続して対口外交交渉を展開するとともに、北方領土早期返還の実現を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月17日

綾瀬市議会議長 中村清法

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 あて

日米地位協定の早期見直しを求める意見書

現在、本市には米海軍厚木基地が存在し、多くの米軍関係者が居住していることから、他市には見られない事件・事故等の諸問題が発生している。また、沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落事故や横浜での弾薬落下事故など、米軍関係の事故等が多発している現状において、基地を抱える本市としては、これらを見過ごすことはできない。

こうした問題の解決に当たるための日米地位協定は、1960年に締結されて以来一度も改定されないまま今日に至っている。しかし、その間に日米を取り巻く環境は大きく変わっており、米軍基地の存在に起因するさまざまな事件・事故等から市民の生命、財産、人権を守り、福祉の向上を図るためには、一刻も早い日米地位協定の見直しが必要と考える。

よって、国においては、国民の生命、財産及び人権を守る立場から、早期に日米地位協定の見直しに取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月17日

綾瀬市議会議長 中村清法

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
外務大臣 防衛庁長官 防衛施設庁長官 あて

「食料・農業・農村基本計画見直し」及び「WTO・FTA交渉」に関する意見書

現在、国においては、今後の日本の食料・農業政策を大きく左右する新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定を進めているが、これまで、最大の課題である食料自給率の向上に向けての施策については先送りされ明確に示されていない。

また、これまでの規模拡大・効率化一辺倒の農業政策から、食の安全や環境問題などに配慮した政策への転換が必要である。

一方、WTO（世界貿易機関）農業交渉では、依然として農産物輸出国がますます輸出を拡大しやすくする要求がされており、日本農業への打撃はもとより、食料の安全・安定、環境などにも大きな影響を与えるものである。

地球規模での食料・環境問題を解決するため、各国が自国の生産資源を最大限活用し、共生・共存できる「新たな農産物貿易ルールの確立」が求められている。

さらに、FTA（二国間自由貿易協定）では、特に東南アジア各国からの農産物貿易自由化が求められており、先のメキシコとのFTA交渉でも見られたように、工業製品の輸出自由化のために、農業分野が大幅な譲歩を強いられ、食料や農業は大きな影響を受けることになるのは必至である。

よって、国においては、食料・農業・農村基本計画の見直しにあたっては、「食料・農業・農村基本法」に基づき、食料自給率の向上、食の安全・安定に結びつく施策を展開されるよう、また、WTO及びFTAにおける農業交渉にあたっては、農業の多面的機能の発揮と食料の安全保障、各国の農業の共存と食料自給率の向上が可能な貿易ルールの確立のため次の事項について強く要望する。

- 食料自給率について
この5年間、食料自給率が横ばいで推移してきた原因と関係諸施策の問題点を明らかにし、生産者と消費者の理解と協力のもと自給率引き上げ政策を推進すること。
- 担い手のあり方について
(1) 政策対象者たる担い手は、「プロ農家」に限定せず、意欲を持つ農業者及び地域で「育成すべき担い手」として推薦される者等を対象とすること。また、集落営農は、地域の条件に見合った多様な農業の展開を可能とするものとして位置づけること。
(2) 認定農業者以外の農業者にも生産意欲をもてるよう施策を講じること。
- 新たな経営安定対策（品目横断的政策等）について
新たな経営安定対策は、農産物価格の構造的な低落をカバーし、耕作意欲をもてるよう本格的な所得補填策とすること。
- 農地制度のあり方について
(1) 土地・農地等土地利用規制の体系を整備し、農地を農地として利活用できる法・制度を早急に確立すること。
(2) 構造改革特区でのリース方式による株式会社の農地取得・農業参入について、拙速な全国展開を行わないこと。
- 農業環境・資源保全政策の確立について
(1) 担い手以外の農家、非農家、地域住民などを含めた農業資源保全の「共同」の取り組みに対する支援策を経営所得安定対策とセットで導入すること。
(2) 環境農業直接支払制度を創設し、有機農業など環境保全型農業の推進を支援すること。
(3) 現行の中山間直接支払制度は、拡大・充実して継続実施すること。
- WTO農業交渉に臨む姿勢について
WTO農業交渉では、世界的な飢餓の拡大や地球規模での環境悪化につながることはないよう、農林水産業の多面的機能の発揮や食料自給率の向上、各国の多様な農林水産業が共生・共存できる貿易ルールに改めるよう確固たる姿勢で臨むこと。
- 関税関連について
上限関税の設定や関税割当数量の一律的・義務的拡大には断固反対すること。
- 国境措置関連について
国内農林水産業の維持を可能とする関税率水準や国家貿易体制、特別セーフガードの維持などの国境措置を確保し、急速な市場開放には絶対に応じないこと。
- 国内支持政策関連について
行き過ぎたAMS（助成合計量）削減の是正と、「緑の政策」の要件緩和など国内支持政策に関する適切な規律を確保すること。
- FTA交渉について
東アジア諸国とのFTA交渉では、農林水産物の関税撤廃・削減は、国内農業へ打撃を与え、WTO農業交渉や他国との交渉に重大な影響を与えることから、絶対に行わないこと。
- 情報公開等について
WTO・FTA交渉についての情報公開を徹底し、各国の農業者や消費者・市民の声を反映すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月17日

綾瀬市議会議長 中村清法

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣
農林水産大臣 経済産業大臣 厚生労働大臣 あて

詳しい内容は 会議録で

市議会報は、紙面の都合で発言の一部を掲載しています。詳しくは、議会事務局、市立図書館、市役所内情報公開コーナーに備えてある本会議録、委員会記録をご覧ください。また、市ホームページの市の閲覧、検索ができます。市のホームページアドレスは、www.city.ayase.kanagawa.jpです。ぜひご利用ください。なお、十二月定例会の会議録は、三月上旬から閲覧できる予定です。